

Ⅲ 事務手続き

Q37 新就学児の就学の手続きは

障害のある子供が新たに就学するときの手続きは次のようになっています。

1 市町村の小・中学校等に就学する場合

市町村教育委員会は、10月1日現在において、その市町村に住所を有する就学予定者について、学齢簿を作成（学校教育法施行令（以下「施行令」という。）第2条、学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第31条）した後、11月30日までに就学予定者の健康診断を行い（学校保健安全法施行令第1条）、認定特別支援学校就学者以外の者について、その保護者に対し就学を通知します。

2 道立の特別支援学校に就学する場合

市町村教育委員会は、12月31日までに、道教育委員会に対し、認定特別支援学校就学者の氏名及び道立の特別支援学校に就学させるべき旨を通知します（施行令第11条）。

※1 「認定特別支援学校就学者」とは、

視覚障害者等のうち、市町村教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その居住地の都道府県立の特別支援学校に就学させることが適当であると認めるものを指す概念を言い、施行令の中で繰り返し規定することを避けるために便宜上置かれた略称です。

※2 「視覚障害者等」とは、

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいいます。

※3 上記1及び2を要約すると、

視覚障害者等のうち、市町村教育委員会が特別支援学校への就学が適当であると判断したものについては、道教育委員会に通知し、小・中学校等への就学が適当と判断したものについては、市町村教育委員会が小・中学校等への就学を通知します。

なお、視覚障害者等でない者は、特別支援学校に就学することはできません。

市町村教育委員会から「認定特別支援学校就学者通知書」を受けた道教育委員会は、就学予定者の保護者に入学する期日と就学すべき学校の指定を通知します。同時に、当該市町村教育委員会と入学予定の特別支援学校長に対して、当該児童生徒の氏名と入学期日を通知します。（施行令第14条、第15条、学校教育法施行細則（以下「施行細則」という。）第25条、第26条）

就 学 手 続 き		時 期
学齢簿の作成 市町村教育委員会 ○ 10月1日以降住所移転等の場合も同様の手続きとなる。それぞれの通知は「速やかに」行う。		10月1日～ 10月31日 (5月前)
就学時の健康診断 市町村教育委員会		～11月30日 (4月前)
○ 施行令で定める障害の程度に該当し、特別支援学校に就学する場合 道教育委員会へ 認定特別支援学校就学者通知 市町村教育委員会 ○ 施行細則別記第24号様式「認定特別支援学校就学者通知書」による。		～12月31日 (3月前)
○ 認定特別支援学校就学者の場合 保護者へ入学期日の通知 道教育委員会 ○ 就学する学校長及び市町村教育委員会にも入学期日等の通知をする。	○ 左記以外の者の場合 保護者へ入学期日の通知 市町村教育委員会	～1月31日 (2月前)

Q38 在学生の転学手続きは

障害のある子供の転学手続きは次のようになっています。

1 小・中学校等に在学しているものの場合

小・中学校等在学者で、「視覚障害者等」になったものがあるとき及び「視覚障害者等」で、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化により、小・中学校等に就学することが適当でなくなったと思料するものがある場合の手続きは、次のとおりとなります。

小・中学校等の学校長	市町村教育委員会
在学者で、視覚障害者等になったものを市町村教育委員会に通知する。（速やかに） （令 12 条①）	現に在学する小・中学校等に引き続き就学させる場合は、その就学させる学校長に就学通知をする。（速やかに） （令 12 条③、令 12 条の 2 ③）
視覚障害者等で小・中学校等に就学させることが適当でないと思料するものを市町村教委に通知する。（速やかに） （令 12 条の 2 ①）	特別支援学校へ就学させる場合は、道教委に認定特別支援学校就学者の通知をする。（速やかに） （令 12 条②及び令 12 条の 2 ②で準用する令 11 条①②） （細則別記第 24 号様式）
視覚障害者等で小・中学校等に在学するものが視覚障害者等でなくなった（施行令第 22 条の 3 で定める障害の程度に該当しなくなった）場合は、その旨市町村教委に通知する。（速やかに） （令 6 条の 4）	学齢簿の加除訂正 （転学手続きなし） （令 3 条）

※ 「令」又は「施行令」は「学校教育法施行令」を、「細則」は「学校教育法施行細則」を省略しています。

市町村教育委員会は、学校長から「視覚障害者等になった者」等の通知を受けた場合、小・中学校等に就学させるか、特別支援学校に就学させるかを判断し、その就学先によっていずれかの手続きを行うこととなります。

一時的入院・入所等の理由により特別支援学校へ転学となる場合もありますが、その際にも道教委に「認定特別支援学校就学者通知」を行う必要があります。

(具体例)

- 一定期間の病院入院のため、「病弱者」が特別支援学校の在校教育を受ける場合や近隣の特別支援学校の訪問教育を受ける場合
～認定特別支援学校就学者通知書に「病弱者説明書」を添付する。
- 北海道立子ども総合医療・療育センター、北海道立旭川子ども総合療育センター入所のため、「肢体不自由者」が北海道手稲養護学校又は北海道旭川養護学校で在校教育を受ける場合
～認定特別支援学校就学者通知書に「肢体不自由者説明書」を添付する。
一時的に肢体不自由の状態像にある場合や、リハビリや肢体不自由に関する専門的な医療や教育を受けるために転学する場合は、肢体不自由者説明書の障害の程度の3（常時の医学的観察指導を必要とする程度）に該当するかについて検討する。
- 札幌市立特別支援学校や国立特別支援学校から道立特別支援学校へ転学する場合
～「認定特別支援学校就学者通知」により道教委に通知する。
- 一時的な特別支援学校への就学の場合
～「認定特別支援学校就学者通知」の「2 名簿」の備考欄に「〇〇〇に入院（入所）のため」と記載する。

2 特別支援学校から小・中学校等に転校する場合

特別支援学校在学者で、視覚障害者等でなくなったものがある場合及び「視覚障害者等」で、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化により、小・中学校等に就学させることが適当であると思料するものがある場合の手続きは次のとおりとなります。

特別支援学校長	北海道教育委員会	市町村教育委員会
在学者で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その旨道教育委員会に通知する。(速やかに) (令6条の2①) (細則別記第23号様式)	視覚障害者等でなくなった旨市町村教育委員会に通知する。(速やかに) (令6条の2②) (細則別記第23号様式)	道教育委員会からの通知を受け保護者と就学する小・中学校等の学校長に学校指定等の通知をする。(速やかに) (令6条②で準用する令5条①②、令7条)
在学者で小・中学校等に就学することが適当であると思料するものがあるときは道教育委員会に通知する。(速やかに) (令6条の3①) (細則別記第23号様式の2)	小・中学校等に就学すべき者を市町村教育委員会に通知する。(速やかに) (令6条の3②) (細則別記第23号様式の2)	(小・中学校等に就学する場合) 道教育委員会からの通知を受け小・中学校等に就学する場合は、保護者と就学する学校長に学校指定等の通知をする。(速やかに) (令6条③で準用する令5条①②、令7条)
(引き続き特別支援学校に就学させる場合) 学校長は、道教育委員会からの通知を受け、そのまま学校に在学させる。	(引き続き特別支援学校に就学させる場合) 市町村教育委員会からの通知を受け、特別支援学校長にその旨通知する。(速やかに) (令6条の3④) (細則別記第23号様式の3)	(引き続き特別支援学校に就学させる場合) 道教育委員会からの通知を受け引き続き特別支援学校に就学させる場合、その旨道教育委員会に通知する。(速やかに) (令6条の3③) (施行細則別記第23号様式の3)

※ 「令」又は「施行令」は「学校教育法施行令」を、「細則」は「学校教育法施行細則」を省略しています。

特別支援学校に在学する者で、視覚障害者等でなくなったものがあるときは、学校長が「視覚障害者等でなくなった者通知書」により道教育委員会に通知します。

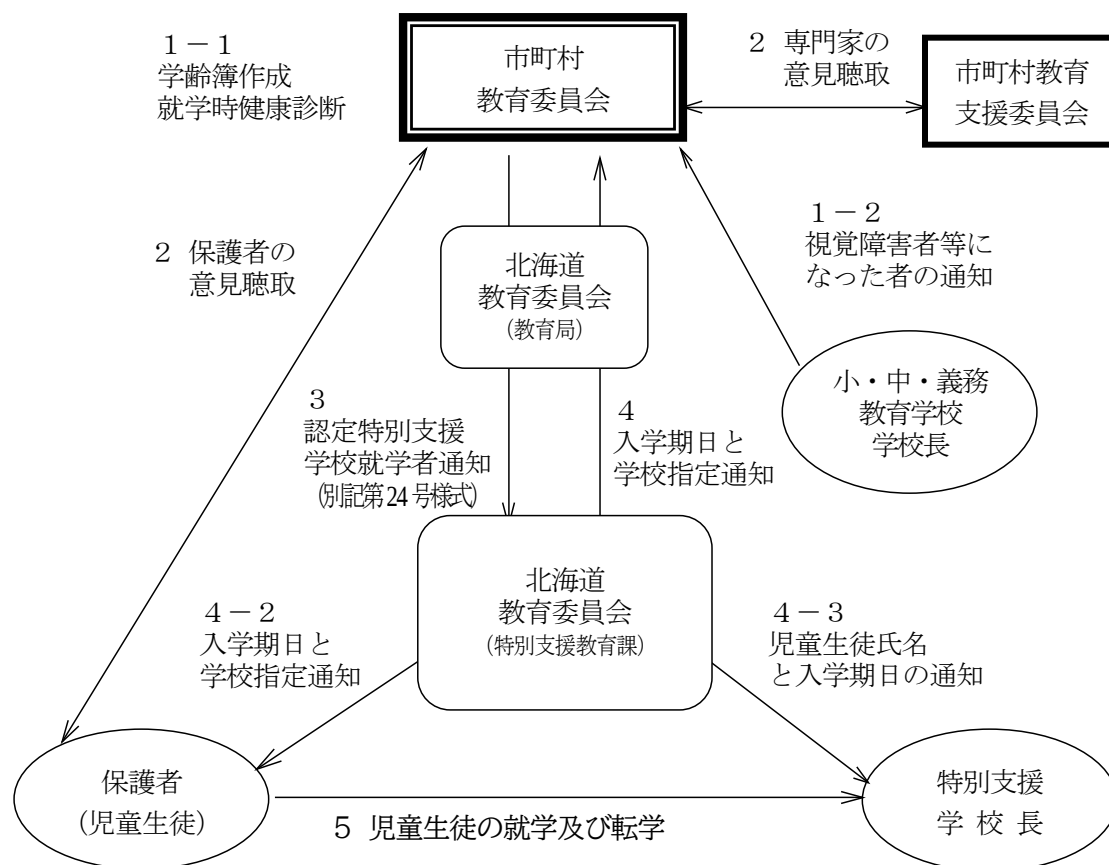
また、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化により小・中学校等に就学することが適当であると思料するものがあるときは、特別支援学校長がその旨、道教育委員会に通知し、道教育委員会から市町村教育委員会に通知します。

小・中学校等に就学させるか否かの最終的な判断は、市町村教育委員会が行うことであり、市町村教育委員会が小・中学校等への就学を認める場合は、保護者等に対し、就学を通知しますが、引き続き当該特別支援学校に就学させることが適当であると認めた場合は、その旨、道教育委員会に通知することになります。

（留意事項）

障害の状態等の改善によって、施行令第22条の3に定める障害の程度に該当しなくなった者が、北海道立子ども総合医療・療育センター、北海道立旭川子ども総合療育センターを退所し、もとの小・中学校等に戻る場合は、「視覚障害者等でなくなった者通知書」により、市町村教育委員会へ通知します。

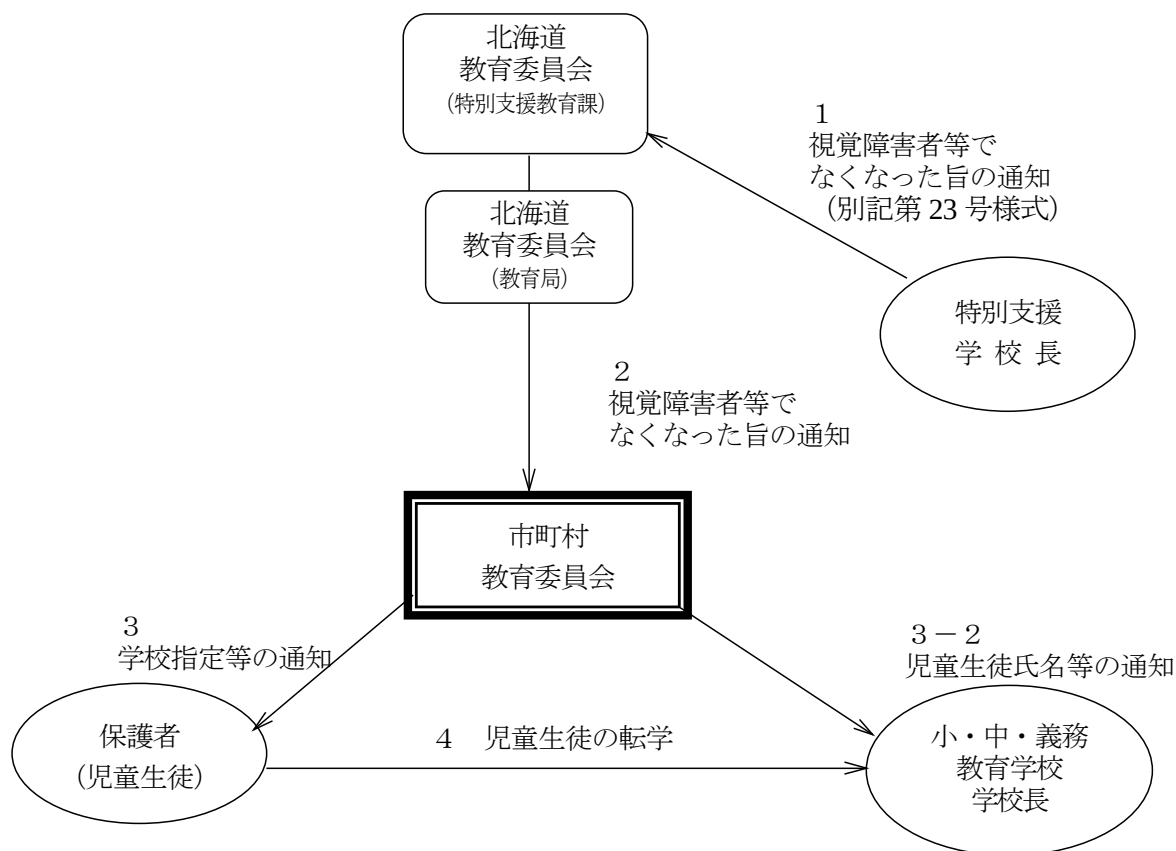
新学齢児及び小・中学校等・義務教育学校から特別支援学校への就学・転学手続き



- 1-1 (新学齢児の場合) 市町村教育委員会は、学齢簿を作成(令2条)し、就学時健康診断を行う。(学保安法11条)
- 1-2 (小・中・義務教育学校在学者の場合) 小・中・義務教育学校の学校長は、在学する児童生徒で、視覚障害者等になったものがあるときは、速やかにその旨、市町村教育委員会に通知する。(令12条)
- 2 市町村教育委員会は、視覚障害者等のうち、保護者へ小・中・義務教育学校への就学の通知をしようとするとき又は北海道教育委員会に認定特別支援学校就学者通知をしようとするときは、その保護者及び就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。(令18条の2)
- 3 市町村教育委員会は、障害の程度が、施行令第22条の3に規定する者(視覚障害者等)のうち、道立の特別支援学校への就学が適当であると認める者(認定特別支援学校就学者)について、その氏名等を北海道教育委員会に通知する。(令11条)
- 4 北海道教育委員会は、就学させるべき学校等を市町村教育委員会、保護者に通知するとともに、児童生徒の氏名等を就学させるべき学校長に通知する。(令14・15条)

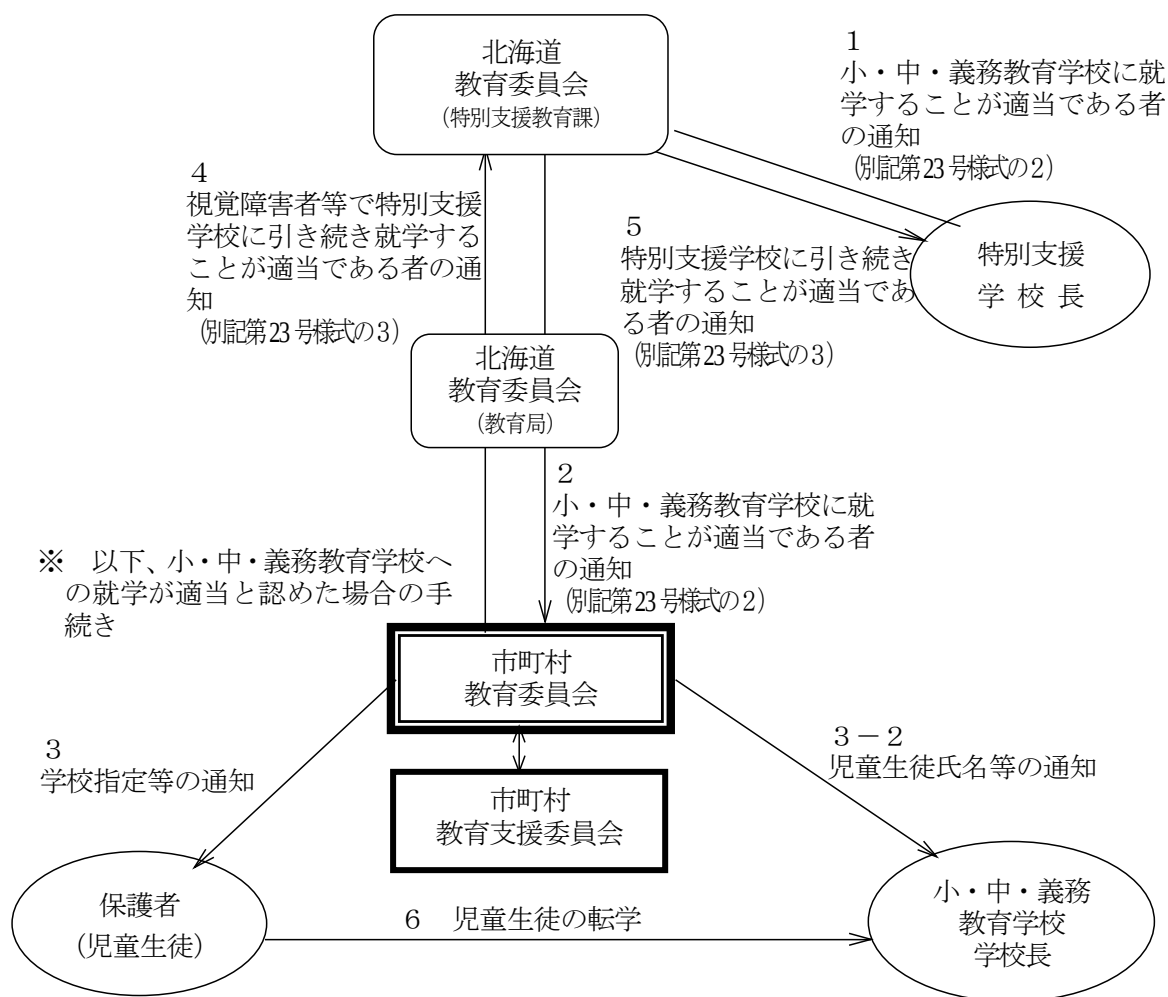
- (注1) 「令」又は「施行令」は「学校教育法施行令」を、「細則」は「学校教育法施行細則」を、「学保安法」は「学校保健安全法」を省略しています。
- (注2) 病院や児童施設に入院・入所して特別支援学校で教育を受ける場合(訪問教育を含む。)は、この手続きにより学籍を移すことになります。
- (注3) 認定特別支援学校就学者通知書は、細則の第23条で定める別記第24号様式によります。

特別支援学校から小・中・義務教育学校への転学手続き
(視覚障害者等でなくなった者の手続き)



- 1 特別支援学校長は、校内委員会に諮るなどして、視覚障害者等でなくなった児童生徒について判断し、視覚障害者等でなくなった児童生徒の氏名等を北海道教育委員会に通知する。(令6条の2)
 - 2 北海道教育委員会は、視覚障害者等でなくなった児童生徒の氏名等を市町村教育委員会に通知する。(令6条の2)
 - 3 3-2 市町村教育委員会は、就学させるべき学校等を保護者に通知するとともに、児童生徒の氏名及び入学期日を当該学校長に通知する。(令5条、6条、7条)
- (注1) 「令」又は「施行令」は「学校教育法施行令」を、「施行細則」は「学校教育法施行細則」を省略しています。
- (注2) 「視覚障害者でなくなった者通知書」は、学校教育法施行細則第22条で定める別記第23号様式によります。
- (例)
- ・病院や療育センター等を退院(退所)して、特別支援学校の在校教育又は訪問教育を受けていた者が、もとの小・中学校等へ転学する場合
 - ・障害の状態が改善され、施行令で定める障害の程度に該当しなくなった場合
 - ・札幌市立特別支援学校や国立特別支援学校へ転学する場合
 - ・他の都府県に転居する場合。

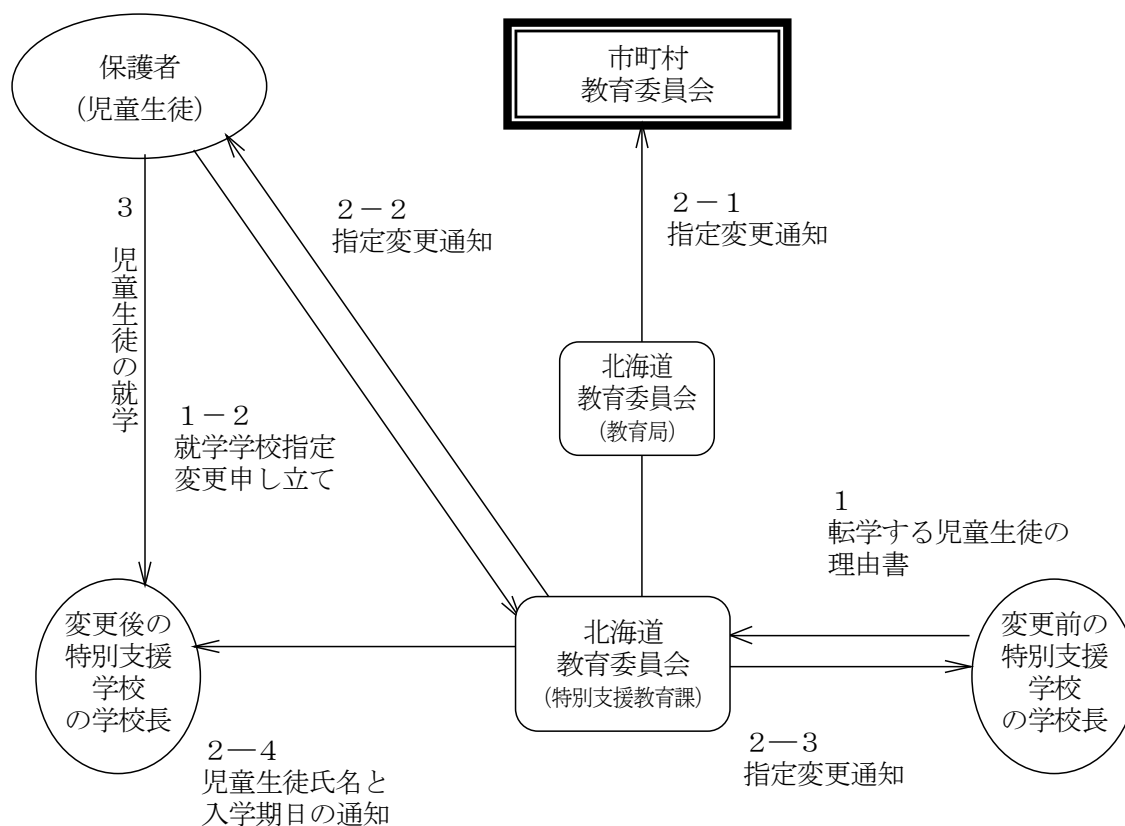
特別支援学校から小・中・義務教育学校への転学手続き
 (小・中・義務教育学校に就学することが適当である者及び
 特別支援学校に引き続き就学させることが適当である者の手続き)



- 1 特別支援学校長は、校内委員会に諮るなどして、小・中・義務教育学校に就学することが適当であると思料する児童生徒があれば、北海道教育委員会にその旨通知する。(令6条の3)
 - 2 北海道教育委員会は、市町村教育委員会にその旨通知する。(令6条の3)
 - 3 市町村教育委員会は、その通知を受け、小・中・義務教育学校への就学が適当であると認める場合は、就学させるべき学校等を保護者に通知するとともに、児童生徒の氏名等を当該学校長に通知する。(令5条、6条、7条)
 - 4 市町村教育委員会は、北海道教育委員会から通知を受けた児童生徒について、特別支援学校に引き続き就学することが適当であると認めたときは、北海道教育委員会にその旨通知する。(令6条の3)
 - 5 北海道教育委員会は、市町村教育委員会からの通知を受けたときは、当該特別支援学校長にその旨通知する。(令6条の3)・・・この場合、当該児童生徒は転校しない。
- (注1) 「令」は「学校教育法施行令」を省略しています。

特別支援学校在学者の就学学校指定変更手続き

（保護者の転居、施設入所、病院入院等により学校を転校する場合）

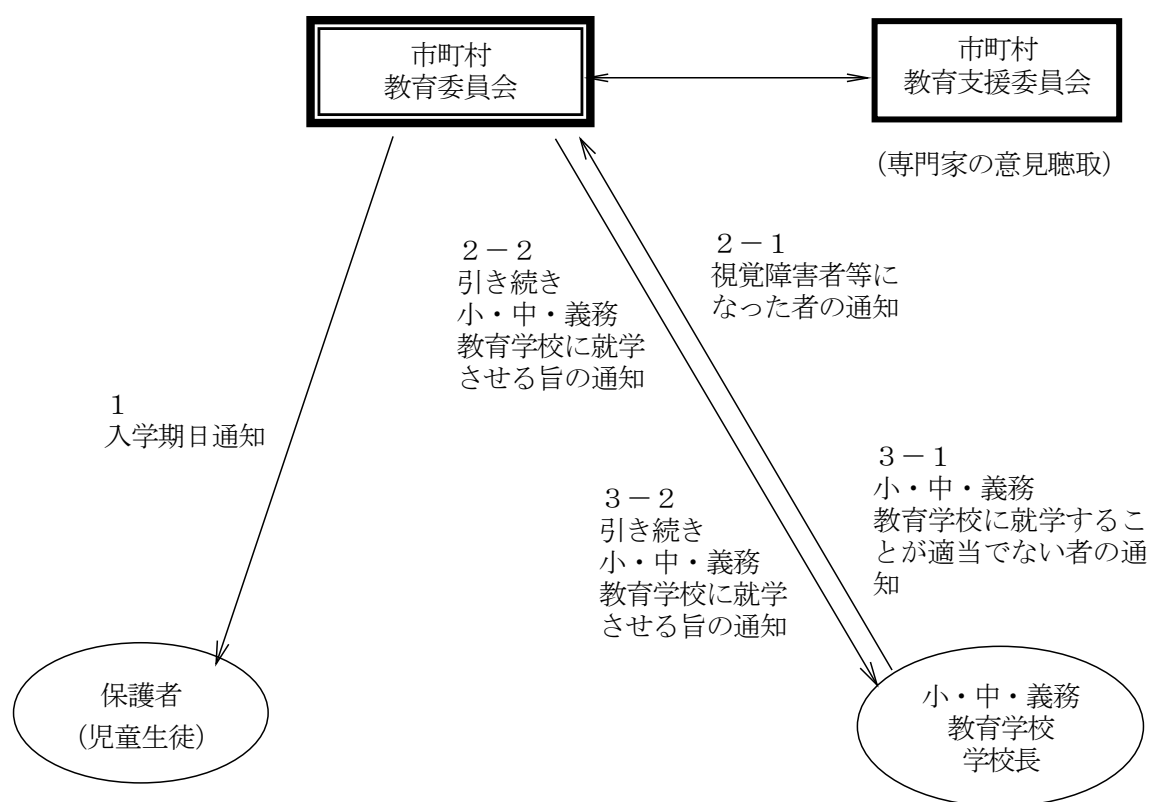


- 1 転校する前の特別支援学校長は、転校する児童生徒氏名及び転学する理由を北海道教育委員会に通知する。（保護者の転居等の理由により転校する場合）（令 14 条）
- 1－2 保護者は、北海道教育委員会から指定された就学させるべき学校について、変更を申立てるときは、保護者が就学通知書を受け取った日から起算して、7 日以内に就学学校指定変更申立書を北海道教育委員会に提出する。（保護者の申立てにより学校を変更する場合）（令 16 条、細則 27 条）
- 2 北海道教育委員会は、学校長からの通知があった場合及び保護者の申立ての理由が相当であると認めたときは、変更後の学校等を保護者、市町村教育委員会、変更前の学校長に通知するとともに、児童生徒の氏名等を変更後の学校長に通知する。（令 14 条、15 条、16 条）

（注 1） 「令」は「学校教育法施行令」を、「細則」は「学校教育法施行細則」を省略しています。

※ 市町村教育委員会での手続き

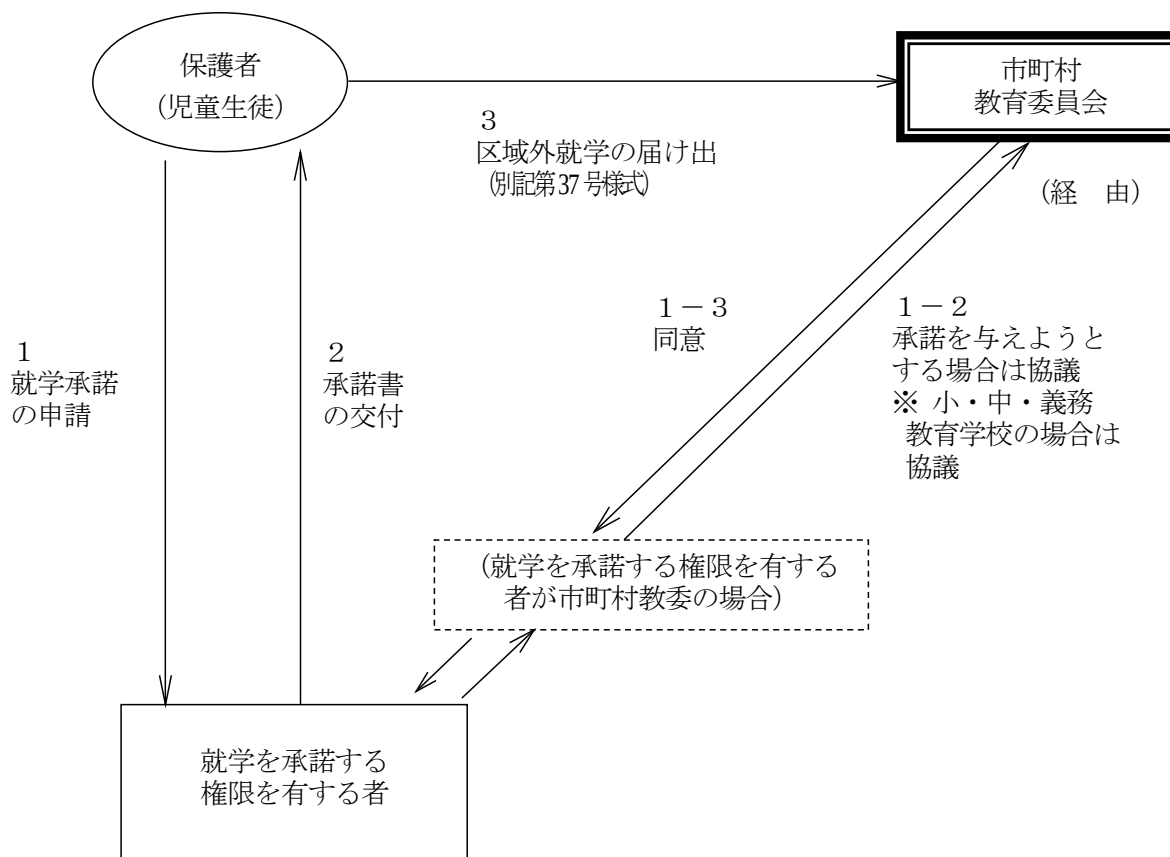
小・中・義務教育学校に在学し、視覚障害者等になった者がある場合及び視覚障害者等で小・中・義務教育学校に就学することが適当でないと考えるものの手続き



- 1 市町村教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者以外の者について、保護者に対し、小・中・義務教育学校の入学期日を通知する。（令5条）
 - 2-1 小・中学校等の校長は、在学する児童生徒で、視覚障害者等になったものがあるときは、速やかにその旨、市町村教育委員会に通知する。（令12条）
 - 2-2 2-1の通知を受けた市町村教育委員会は、小・中・義務教育学校に就学させることが適当であると認める者について現に在学する小・中・義務教育学校に引き続き就学させるときは校長にその旨通知する。（令12条）
 - 3-1 小・中・義務教育学校の学校長は、視覚障害者等で在学するもののうち障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化により小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思われるものがあれば、市町村教育委員会にその旨通知する。（令12条の2）
 - 3-2 3-1の通知を受けた市町村教育委員会は、小・中学校等に就学させることが適当であると認める者について現に在学する小・中・義務教育学校に引き続き就学させるときは校長にその旨通知する。（令12条の2）
- （注1） 「令」は「学校教育法施行令」を省略しています。
- （注2） 学校長からの通知により、特別支援学校へ就学させることが適当であると認める場合は、北海道教育委員会へ「認定特別支援学校就学者通知」をすることになります。

Q39 道立の特別支援学校以外の学校への就学（区域外就学）の手続きは

※ 道立の特別支援学校以外の学校への就学（区域外就学）の手続き



- 1 保護者は、視覚障害者等の児童生徒を道立の特別支援学校以外の学校に就学させようとする場合は、就学を承諾する権限を有する者へ承諾を願い出る。（令9条、17条）
- 1－2、3 小・中・義務教育学校への区域外就学の願出を受けた市町村教育委員会が承諾を与えようとする場合は、児童生徒の住所のある市町村教育委員会に協議する。
- 2 就学を承諾する権限を有する者は、承諾を証する書面を交付する。
- 3 保護者は、上記の承諾書を添えて児童生徒の住所のある市町村教育委員会に区域外就学の届け出をする。（令9条、17条）

（注） 「令」は、「学校教育法施行令」を略しています。

（例） ・ 小・中・義務教育学校から札幌市立の特別支援学校へ就学する場合

- ・ 住民票の移転を伴わずに、他の都府県の病院に一時的に入院して、併設特別支援学校の在校教育又は近隣の特別支援学校の訪問教育を受ける場合
- ・ 住所地以外の小・中・義務教育学校に就学させる場合

○意見聴取を行う場面

視覚障害者等である児童生徒について、その就学校を決定又は変更する内容の保護者への通知（又はその前段階としての道教委への通知）が発出されることとなる以下の場合に、意見聴取を行う必要があります。

	小・中学校等への 就学	特別支援学校への就学
一般的な就学	令第5条第1項	令第11条第1項 (第11条の2)
住所地の変更による転入学	令第6条第1項	令第11条の3第1項
障害の状態等の改善による転入学 (特別支援学校→小・中学校等)	令第6条第3項	—
区域外からの退学による転入学	令第6条第4項	令第11条の3第2項
視覚障害者等になった者の転入学 (小・中学校等→特別支援学校)	令第6条第5項	令第12条第2項
障害の状態等の悪化等による転入学 (小・中学校等→特別支援学校)	令第6条第6項	令第12条の2第2項
小・中学校等の廃止等による転入学	令第6条第7項	—

※「令」は「学校教育法施行令」を省略しています

資料 認定特別支援学校就学者通知書の様式

別記第 24 号様式（第 23 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

市町村教育委員会

認定特別支援学校就学者通知書

学齢児童生徒のうち認定特別支援学校就学者の氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を、学校教育法施行令第 11 条第 1 項の規定により、通知します。

- 1 認定特別支援学校就学者の氏名 別紙 1 の名簿による。
- 2 特別支援学校に就学させるべき旨の説明 別紙 2 の説明書 通による。

（添付書類）

学齢簿の謄本 通

別紙 1

1 総括表

令和 年度就学
学齡児童生徒（認定特別支援学校就学者）名簿
総 括 表

市町村	
-----	--

	学 齡 児 童 生 徒	男 子	女 子
年 月 日通知分	人	人	人
（障 害 種 別）			
視 覚 障 害 者			
聴 覚 障 害 者			
知 的 障 害 者			
肢 体 不 自 由 者			
病 弱 者			

2 名簿

令和 年度就学 学齢児童生徒（認定特別支援学校就学者）名簿

市町村	
-----	--

学 齢 簿 番 号	氏 名	性 別	障 害 の 種 別	説 明 書 の 番 号	備 考

(ページ)

記載上の注意

小・中学校等からの転校の場合には、今まで在籍していた学級（普通学級、特別支援学級）及び障害の状態の変化、在籍学級での状況、保護者の意向等の転校することとなった理由を備考欄に記入すること。

なお、備考欄に記入できない場合は、任意の様式に記入の上、添付すること。

別紙 2

1 視覚障害者である旨の説明書

視 覚 障 害 者 説 明 書

住所地	就学年次	学齢簿番号	学齢児童生徒氏名

番号

1 障害の程度

該 当	障 害 の 程 度
1	両眼の視力がおおむね0.3未満で、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能な程度のもの
2	両眼の視力がおおむね0.3未満で、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が著しく困難な程度のもの
3	視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能な程度のもの
重 複 障 害	次の障害が重複している。（説明書 番による。）

記載上の注意

- 1 障害の程度は、該当の番号を○で囲むこと。
- 2 重複障害がある場合は、「重複障害」を○で囲み、その障害名を記入すること

- 注 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定する。
- 2 両眼の視力は、眼鏡、コンタクトレンズ又は板付レンズを用いて矯正した視力をいう。
- 3 視力以外の視機能障害が高度とは、高度の視野狭^{きく}窄、高度の夜盲、全色盲などの場合をいう。

2 聴覚障害者である旨の説明書

聴 覚 障 害 者 説 明 書

住所地	就学年次	学齢簿番号	学齢児童生徒氏名

番号

1 障害の程度

該 当	障 害 の 程 度
1	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能な程度のもの
2	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが著しく困難な程度のもの
重 複 障 害	次の障害が重複している。（説明書 番による。）

記載上の注意

- 1 障害の程度は、該当の番号を○で囲むこと。
- 2 重複障害がある場合は、「重複障害」を○で囲み、その障害名を記入すること。

- 注 1 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによること。
- 2 左右の耳の聴力レベル（デシベル）に差があるときは、聞こえの良い方によること。

3 知的障害者である旨の説明書

知 的 障 害 者 説 明 書

住所地	就学年次	学齢簿番号	学齢児童生徒氏名

番号

1 障害の程度

該 当	障 害 の 程 度
1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
2	知的発達の遅滞の程度が1に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
重 複 障 害	次の障害が重複している。（説明書 番による。）

2 知能検査

1	知能検査を実施した（検査を実施したが測定できなかった場合も含む。）。
2	知能検査を実施していない。

知能検査を実施した場合の結果

知能指数	検 査 名	測 定 で き な い 場 合 の 理 由

3 発達の程度

項目	内 容	I	II	III
意思交換・言語	名前を呼ばれて振り向くか。			
	「おいで」「すわって」などの簡単な言葉の指示が分かるか。			
	「ねこ」「くつ」「ボール」などを聞いて、その絵や写真を指さすことができるか。			
	「ちょうだい」「やって」などの簡単な要求を表すことができるか。			
	「こんにちは」「さようなら」などの簡単なあいさつに応えるか。			
	日常の会話や簡単な指示が理解できるか。			
	文字や数への関心があるか。			

身 辺 処 理 等 の 状 態	食事			
	衣服の着脱			
	排泄 ^{せつ}			
	身近な社会資源の活用（公共の施設、機器等の活用）			
	一般交通機関利用による通学			
	簡単な片付けや手伝い			
対 人 関 係 ・ 行 動 特 徴	視線を合わせられるか。			
	好む活動を選んだり、物を示すことができるか。			
	自分から他人に働き掛けるか。			
	他人とのかかわり（友達関係等）があるか。			
	単な決まりが理解できるか。			
	身近な危険の察知や回避ができるか。			
	興味、関心が移りやすいか。			
	多動性があるか。			
	固執性、こだわりがあるか。			

判断の尺度

項 目 段 階	意思交換・言語	身辺処理等の状態	対人関係・行動特性
I	できる。	自分でできる。	課題は見られない。
II	ときどきできる。	部分的に介助があればできる。	少し課題が見られる。
III	できない。	ほぼ全面的に介助が必要である。	課題がある。

4 行動の状況

該当	行 動 の 状 況
1	他人に暴力を加えたり、器物を破壊するなど破壊的傾向がある。
2	まったくじっとしていないで、走り回った、跳びはねるなど多動傾向がある。
3	異物を食べたり、ふん尿をもてあそぶなど異常な習慣がある。
4	自分を傷つけたり、着ている衣服を引き裂くなど自傷行為がある。
5	自閉的でコミュニケーションが成立しない。
6	指示に従うことを拒んだり、指導者に敵意を示すなど反抗的行為がある。
7	該当なし

記載上の注意

- 1 障害の程度は、該当の番号を○で囲むこと。
- 2 重複障害がある場合は、「重複障害」を○で囲み、その障害名を記入すること。
- 3 発達の程度は、各項目及び内容ごとに、該当の判断の尺度を参考に該当する段階の欄に○を記入すること。
- 4 行動の状況は、該当の番号を○で囲むこと。

4 肢体不自由者である旨の説明書

肢 体 不 自 由 者 説 明 書

住所地	就学年次	学齢簿番号	学齢児童生徒氏名

番 号

1 障害の程度

該 当	障 害 の 程 度
1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能な程度のもの
2	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が困難な程度のもの
3	肢体不自由の状態が1及び2に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
重 複 障 害	次の障害が重複している。(説明書 番による。)

2 医療を受けている状況

起 因		疾 患	
疾 患		部 位	
医療面の配慮又は 医療的管理の内容			

該 当	医 療 を 受 け て い る 状 況			医療を受ける見込期間
1	入院・入所			年 月から 年 月まで
2	通院・通所	(年、月、週)	回	年 月から 年 月まで

3 発達の程度

項 目	内 容	I	II	III
体 幹	座位の状態			
下 肢	歩行の状態			

上肢	筆記の状態			
日常生活動作	食事の動作			
	衣服の着脱動作			
	排泄 ^{せつ} の動作			
	車いすの乗降			
	車いすでの移動			

使用している補装具	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車いす、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえ、その他（ ）
-----------	---

判断の尺度

I	・日常生活上、支障がない。 ・補装具を使用すれば、動作が安定している。目的的な動作ができ実用性がある。 ・大人の介助をほとんど必要としない。
II	・補装具を使用すれば、何とか目的的に運動・動作をしようとするが、実用性に欠ける。 ・部分的に大人の介助や配慮が必要である。
III	・補装具を使用しても、姿勢や動作が不安定で、目的的な動作が全くできない。 ・常に大人の介助が必要である。

※ 補装具には、義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車いす、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえなどが含まれる。

なお、歩行には、車いすによる移動を含めない。

記載上の注意

- 1 障害の程度は、該当の番号を○で囲むこと。
- 2 重複障害がある場合は、「重複障害」を○で囲み、その障害名を記入すること。
- 3 医療を受けている状況は、次のとおり記入すること。
 - (1) 医療面の配慮又は医療的管理の内容を具体的に記入すること。
 - (2) 病院又は肢体不自由児施設等に入院・入所をしている場合又は入院・入所の必要がある場合は、該当の番号を○で囲み、入院・入所先の病院又は施設名を記入すること（入院・入所する見込みの病院又は施設名を含む。）。
 - (3) 病院又は肢体不自由児施設等に通院・通所をしている場合は、該当の番号を○で囲むこと。また年、月又は週のうち該当する箇所を○で囲み通院回数を記入すること。
- 4 発達の場合は、各項目及び内容ごとに判断の尺度を参考に該当する段階の欄に○を記入すること。また、使用している補装具の欄は、該当する補装具すべてを○で囲み、例示以外の用具を使用している場合には、その他を○で囲み、その用具名を記入すること。

5 病弱者である旨の説明書

病 弱 者 説 明 書

住所地	就学年次	学齢簿番号	学齢児童生徒氏名	番号

1 障害の程度

該 当	障 害 の 程 度
1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療を必要とする程度のもの
2	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
3	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
重 複 障 害	次の障害が重複している。（説明書 番による。）

2 医療を受けている状況

病 名		診 療 科 目	
-----	--	------------	--

該 当	医 療 を 受 け て い る 状 況			医療を受ける見込期間
1	入院・入所			年 月から 年 月まで
2	通院・通所	(年、月、週)	回	年 月から 年 月まで

記載上の注意

- 1 障害の程度は、該当の番号を○で囲むこと。
 - 2 重複障害がある場合は、「重複障害」を○で囲み、その障害名を記入すること。
 - 3 医療を受けている状況は、該当の番号を○で囲むこと。
 - (1) 入院の場合は、入院先の病院名を記入すること。
 - (2) 通院の場合は、週の通院回数を記入し、通学可能の場合は、「通学可能」を○で囲むこと。
 - (3) 医師の指示による生活規制がある場合は規制の内容を具体的に記入すること。
- 備考 1 重複障害（学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を2以上あわせ有する場合）を○で囲んだ場合は、当該障害の説明書を作成する。
- 2 大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

